

議案第五十二号

三朝町国民健康保険税条例の一部改正について

次のとおり三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により本議会の議決を求める。

昭和四十八年五月十二日



三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十八年五月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の二、九」を「百分の二、七」に改める。

第五条中「二千八百五十円」を「三千三百円」に改める。

第五条の二中「三千八百五十円」を「四千三百円」に改める。

第十条の二第一号中「千五百円」を「千七百十円」に、「二千四十円」を「二千三百十円」に改め、同条第二号中「千円」を「千四百十円」に、「千三百六十円」を「千五百四十円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和四十八年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。